

HIcom iDC 基本サービス 基本規約 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第1条 用語の定義 (用語)</p> <p>iDC インターネットデータセンター</p> <p>利用規約</p> <p>サービス仕様書 当社から提供するサービスの細目について記載した機能要件</p> <p>当社規約 基本規約、本サービスに係る利用規約ならびにサービス仕様書の総称</p> <p>課金開始日 サービス開始通知書において当社が利用開始日として記載した日</p> <p>第2条 当社規約の適用</p> <p>2 当社規約は、当社と契約者との間の一切の利用契約関係に適用します。基本規約と利用規約の定めが異なるときは、利用規約の定めが優先して適用されます。</p> <p>第3条 当社規約の変更</p> <p>1 当社は、当社規約を変更することがあります。この場合の本サービスの料金、内容その他の提供条件は、当社が定める効力発生日から変更後の当社規約が適用されます。</p> <p>第4条 本サービス</p> <p>(1) ファシリティサービス</p> <p>a. ラックレンタルサービス</p> <p>b. 電源追加サービス</p> <p>(2) ネットワークサービス</p> <p>a. インターネット接続サービス</p> <p>b. IPアドレスサービス</p> <p>c. ドメイン管理サービス</p> <p>d. DNSアウトソーシングサービス</p> <p>e. マネージドVPNサービス</p> <p>f. リモートアクセスVPNサービス</p>	<p>第1条 用語の定義 (用語)</p> <p>(なし)</p> <p>サービス利用規約</p> <p>(なし)</p> <p>当社規約 基本規約及び本サービスに係る各規約（以下「サービス規約」といいます。）の総称</p> <p>課金開始日 サービス決定通知書において当社が利用開始日として記載した日</p> <p>第2条 当社規約の適用</p> <p>2 当社規約は、当社と契約者との間の一切の利用契約関係に適用します。基本規約とサービス利用規約の定めが異なるときは、サービス利用規約の定めが優先して適用されます。</p> <p>第3条 当社規約の変更</p> <p>1 当社は、自己の裁量により当社規約を変更することがあります。この場合の本サービスの料金、内容その他の提供条件は、当社が定める効力発生日から変更後の当社規約が適用されます。</p> <p>第4条 本サービス</p> <p>(1) ファシリティサービス</p> <p>(ア) ラックレンタルサービス</p> <p>(イ) 電源追加サービス</p> <p>(2) リソースサービス</p> <p>(ア) 分散ストレージサービス</p> <p>(イ) レンタルサーバサービス</p> <p>(ウ) VPDC サービス</p>	

HIcom iDC 基本サービス 基本規約 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(3) セキュリティサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> a. ファイアウォールサービス b. IDS/IPS サービス c. アンチウイルス d. スパムメール e. Web(URL)フィルター f. アプリケーションファイアウォール g. マネージドセキュリティサービス h. マネージドファイアウォールサービス i. 脆弱性診断サービス <p>(4) リソースサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> a. レンタルサーバサービス b. ホスティングサービス c. クラウドプラットフォームサービス <p>(5) オペレーション（運用サポート）サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> a. モニタリングサービス b. オペレーションサービス c. スポット対応サービス <p>(6) コンサルテーションサービス</p> <p>(7) 第1号から第6号に規定するサービスとともに提供する第5条（メールサポート）に定めるサービス</p> <p>2 前項第1号から第6号に規定するサービスの内容は、当社が別途定める利用規約・サービス仕様書に定めるとおりとします。</p> <p>4 契約者は、第2項に規定する利用規約・サービス仕様書に定める範囲を超える運用保守、サポート等を希望するときは、当社に対してその旨の請求を行なってください。当社は、当該請求を承諾したときに限り、契約者と別途個別契約を締結し、契約者の請求に応じた保守、サポート等を行います。</p> <p>第6条 契約期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 当社は、本サービスの契約期間を、利用規約・サービス仕様書に定めるサービス単位ごとに個別に設定し、管理します。 2 サービス単位ごとの最低利用期間は、利用規約・サービス仕様書に定めるとおりとします。 3 本契約期間満了時において、契約を継続しない場合は、相手方に対 	<p>(3) セキュリティサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) Managed Firewall サービス (イ) Firewall (VDM) サービス (ウ) UTM オプション AV サービス (エ) UTM オプション IPS サービス <p>(4) コミュニケーションサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) WebTV 会議サービス <p>(5) オペレーション（運用サポート）サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 回線サービス (イ) 運用サービス <p>(なし)</p> <p>(6) 第1号から第5号に規定するサービスとともに提供する第5条（メールサポート）に定めるサービス</p> <p>2 前項第1号から第5号に規定するサービスの内容は、当社が別途定めるサービス利用規約に定めるとおりとします。</p> <p>4 契約者は、第2項に規定するサービス利用規約に定める範囲を超える運用保守、サポート等を希望するときは、当社に対してその旨の請求を行なってください。当社は、当該請求を承諾したときに限り、契約者と別途個別契約を締結し、契約者の請求に応じた保守、サポート等を行います。</p> <p>第6条 契約期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 当社は、本サービスの契約期間を、サービス利用規約に定めるサービス単位ごとに個別に設定し、管理します。 2 サービス単位ごとの最低利用期間は、サービス利用規約に定めるとおりとします。 3 本契約期間満了時において、契約を継続しない場合は、相手方に 	

HIcom iDC 基本サービス 基本規約 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>し、本契約期間満了の3か月前までにその旨通知するものとします。同通知がなされない場合は、本契約は利用規約の定めるところに従い更新されるものとします。</p> <p>第8条 本サービスの終了</p> <p>4 当社は、本サービスを終了することがあります。この場合、当社は本サービスを終了する日の3か月前までに、契約者に対してその旨を通知します。</p> <p>第18条 契約者の協力義務</p> <p>1 契約者は、当社規約に基づき当社が契約者に提供する機器等の老朽化、故障その他やむを得ない理由により、当社から機器等の移行の要請を受けたときは、機器等の移行に速やかに応じなければなりません。この場合、当社は移行しなければならない日の2か月前までに、契約者に対してその旨を通知します。ただし、ハードウェアの故障その他緊急のやむを得ないときは、この限りではありません。</p> <p>2 前項により契約者側のシステムに接続する当社の接続装置等の変更が必要になる場合、その旨を契約者に通知します。</p> <p>3 前項により機器等の移行を行うときは、契約者は自己のデータ等の移行作業を、自己の責任と費用をもって行わなければなりません。</p> <p>4 契約者は、当社から割り当てられた固定 IP アドレスについて、当社から変更の要請を受けたときは、固定 IP アドレスの変更に速やかに応じなければなりません。この場合、当社は変更しなければならない日の2か月前までに、契約者に対してその旨を通知します。</p> <p>5 前項により固定 IP アドレスの変更を行うときは、物理的に不可能な場合を除き、契約者は自己の責任と費用をもって IP アドレス変更に伴う作業を行わなければなりません。</p> <p>6 第1項の機器等の移行要請又は前項の固定 IP アドレスの変更要請に契約者が応じないときは、当社は契約者に対し事前に通知のうえ、利用契約を解除することができます。この場合、当該解除に起因する如何なる損害についても、当社は一切の責任を負いません。</p> <p>7 契約者は、データ等が不正に使用され、又は不正に使用されようとしていることを知ったときは、直ちに当社にその旨を連絡し、本サービスの不正利用に関する当社の調査に協力しなければなりません。</p>	<p>対し、本契約期間満了の3か月前までにその旨通知するものとします。同通知がなされない場合は、本契約は利用規約の定めるところに従い更新されるものとします。</p> <p>第8条 本サービスの終了</p> <p>1 当社は、自己の裁量により本サービスを終了することがあります。この場合、当社は本サービスを終了する日の40日前までに、契約者に対してその旨を通知します。</p> <p>第18条 契約者の協力義務</p> <p>1 契約者は、当社規約に基づき当社が契約者に提供する機器等の老朽化、故障その他やむを得ない理由により、当社から機器等の移行の要請を受けたときは、機器等の移行に速やかに応じなければなりません。この場合、当社は移行しなければならない日の1か月前までに、契約者に対してその旨を通知します。ただし、ハードウェアの故障その他緊急やむを得ないときは、この限りではありません。 (なし)</p> <p>2 前項により機器等の移行を行うときは、契約者は自己のデータ等の移行作業を、自己の責任と費用をもって行わなければなりません。</p> <p>3 契約者は、当社から割り当てられた固定 IP アドレスについて、当社から変更の要請を受けたときは、固定 IP アドレスの変更に速やかに応じなければなりません。この場合、当社は変更しなければならない日の1か月前までに、契約者に対してその旨を通知します。</p> <p>4 前項により固定 IP アドレスの変更を行うときは、物理的に不可能な場合を除き、契約者は自己の責任と費用をもって IP アドレス変更に伴う作業を行わなければなりません。</p> <p>5 第1項の機器等の移行要請又は前項の固定 IP アドレスの変更要請に契約者が応じないときは、当社は契約者に対し事前に通知のうえ、利用契約を解除することができます。この場合、当該解除に起因する如何なる損害についても、当社は一切の責任を負いません。</p> <p>6 契約者は、データ等が不正に使用され、又は不正に使用されようとしていることを知ったときは、直ちに当社にその旨を連絡し、本サービスの不正利用に関する当社の調査に協力しなければなりません。</p>	

HIcom iDC 基本サービス 基本規約 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>8 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に対し本サービスの利用状況に関する情報、資料等の提供を求めることができます。この場合、契約者は合理的な範囲においてこれに協力しなければなりません。</p> <p>第26条 料金の請求及び支払方法</p> <p>口座振替決済の場合</p> <p>当社は、本サービスの料金を振替明細書にて請求します。契約書は、当社からの振替明細書に従い、別途指定する集金代行業者を通じて、契約者が別途指定する預金口座から自動引落しにより支払わなければなりません。</p> <p>請求書決済の場合</p> <p>当社より、本サービスの料金を請求書にて請求します。契約書は、当社からの請求に従い、指定の金融機関に支払わなければなりません。</p> <p>第30条 利用料の改定</p> <p>1 当社は、最低利用期間経過後、品質の維持・向上を目的として、利用料を改定することができるものとします。</p> <p>2 当社は、公租公課、経済情勢および環境政策の変化その他の事由により、利用料を改定することができるものとします。</p> <p>3 ただし、各サービスに関わる料金改定の承諾に関しては、当社が別途定めるサービスごとの利用規約に定めるとおりとします。</p> <p>第31条 責任の制限</p> <p>第32条 免責</p> <p>第33条 ソフトウェアの権利</p> <p>第34条 第三者の権利</p> <p>第35条 データ等の削除</p> <p>第36条 資料等の返還</p> <p>第37条 契約者への通知</p> <p>第38条 通信の秘密の保護</p> <p>第39条 守秘義務</p>	<p>7 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に対し本サービスの利用状況に関する情報、資料等の提供を求めることができます。この場合、契約者は合理的な範囲においてこれに協力しなければなりません。</p> <p>第26条 料金の請求及び支払方法</p> <p>口座振替決済の場合</p> <p>当社は、本サービスの料金を振替明細書にて請求します。契約書は、当社からの振替明細書に従い、当社が別途指定する集金代行業者を通じて、契約者が別途指定する預金口座から自動引落しにより支払わなければなりません。</p> <p>請求書決済の場合</p> <p>当社より、本サービスの料金を請求書にて請求します。契約書は、当社からの請求に従い、当社の指定する方法により当社又は指定の金融機関に支払わなければなりません。</p> <p>(なし)</p> <p>第30条 責任の制限</p> <p>第31条 免責</p> <p>第32条 ソフトウェアの権利</p> <p>第33条 第三者の権利</p> <p>第34条 データ等の削除</p> <p>第35条 資料等の返還</p> <p>第36条 契約者への通知</p> <p>第37条 通信の秘密の保護</p> <p>第38条 守秘義務</p>	

HIcom iDC 基本サービス 基本規約 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第40条 個人情報等の保護 第41条 専属的合意管轄裁判所 第42条 準拠法</p> <p>附則 → 削除</p>	<p>第39条 個人情報等の保護 第40条 専属的合意管轄裁判所 第41条 準拠法</p> <p>附則</p>	